

## 第1回検討会の主な意見

## ○北九州市において犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定する必要性・意義

- ・北九州市には安全・安心条例があるが、被害者に特化した条例が出来ると、被害者への支援と加害者を生まない社会づくりという両輪の支援体制が整うことになる。
- ・安全・安心条例があることで、特化条例がなくても出来ていたこともあると感じている。
- ・条例化する時に、北九州市で足りていないところを補うことで支援が届いていないところにも支援を届かせることができる。
- ・県内市町村で同等の支援が受けられることが望ましく、特化条例の制定はありがたい。
- ・被害者支援に関する活動を行っている人は多数いる。特化条例があれば支援活動がしやすくなるのではないだろうか。
- ・支援が必要な犯罪が多いように感じており、特化条例を制定し、犯罪被害者を支援する機運が高まればと思う。
- ・特化条例を制定することで、実際やっていることを市民にお知らせして安心していただけることは非常に良いこと。二次被害防止に向けた教育もしやすくなる。
- ・それぞれの部署で行っていた支援が、特化条例が制定されることで体系化され、市民に示すことが可能になる。
- ・特化条例があることにより支援体制の構築もしやすくなる。
- ・(特化条例を制定し)情報発信を行うことは、被害を受けていない方に対する安全・安心にも繋がるのではないか。

## ○北九州市において、今後、充実すべき支援制度

- ・政令市だけでなく、内容が充実した市や最近制定された市の条例を参考にしては。
- ・国や県との役割分担は必要。
- ・既存制度の活用も可能な限り行うべきではあるが、被害者のニーズ(セキュリティ)の高い転居費用や家賃補助という支援も必要だと考える。
- ・支援に携わる人を増やすだけではなく、携わる人たちの質も確保する必要性がある。研修も必要である。
- ・元の生活を取り戻すための支援が必要で、家事や育児、介護等の生活支援もしっかりと介入すべきである。
- ・学生や社会人の被害者の方の公休の制度も必要だと考える。大学や事業所への働きかけを行うことも検討を。
- ・子育てをしている家庭の、配食サービスや保育支援も行うべきである。学生を含めた様々な人を活用して行うこともよいことだと考える。
- ・他都市では学生と連携する条文が入っていた。人材育成において盛り込むことを検討しては。
- ・法律相談や法的支援は今後、国や法テラスの動きも始まり、連携が進むと思われる。
- ・一時的ではなく、長期的な支援も必要ではないか。
- ・すぐにできることと長期的な課題を整理する必要がある。